

「福岡市安心確保のための生活支援事業業務委託」 提案競技実施要領

1 趣旨

福岡市安心確保のための生活支援事業を実施する事業者の選定を、公募型提案競技方式により実施します。

2 事業概要

(1) 対象事業

福岡市安心確保のための生活支援事業

(2) 目的

「緊急通報システム」と「電話相談（声の訪問）」を一事業者が一体的に実施することで、在宅のひとり暮らし等の高齢者や身体障がい者の不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、福祉の増進を図ることを目的とします。

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 事業費（参考価格）

226,357千円（消費税及び地方消費税額を含む）

上記金額は、あくまで現時点での目安となる金額（令和7年度の事業予算額）です。令和8年度の予算については、福岡市議会の議決後に決定いたします。

(5) 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約は単年度毎に行いますが、実施状況が良好な場合には契約の更新を可能とします。

なお、更新は4回を限度とし、以降は事業者の公募を行います。）

※ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合があります。

3 スケジュール

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| ① 募集開始 | 令和7年11月26日（水） |
| ② 提案競技説明会参加申込締切 | 令和7年12月1日（月） 17時まで |
| ③ 提案競技説明会 | 令和7年12月3日（水） |
| ④ 質問書締切 | 令和7年12月5日（金） 17時まで |
| ⑤ 提案競技参加申込書締切 | 令和7年12月16日（火）17時まで |
| ⑥ 提案競技参加資格審査結果通知 | 令和7年12月18日（木）（予定） |
| ⑦ 提案書締切 | 令和8年1月8日（木） 17時まで |
| ⑧ プレゼンテーションの実施 | 令和8年1月下旬予定 |
| ※提案競技参加申込書提出締切後、参加予定者に対し詳細日時を連絡します。 | |
| ⑨ 選定結果の通知 | 令和8年2月上旬予定 |

4 提案競技説明会

下記のとおり公募に関する説明会を実施します。

なお、説明会への出席は、1 事業者 2 名までとします。

開催日時 令和 7 年 12 月 3 日（水）

※開催時間及び開催場所については、出席希望者に対し、別途ご連絡いたします。

※出席希望者は、説明会参加申込書（様式第 1 号）を 12 月 1 日（月）17 時までに、電子メールで提出してください。当課で受付後、受付完了メールをお送りいたします。

※説明会にご出席の際には、本募集要項等をご持参くださいますようお願いいたします。

5 質問書の提出

質問が生じた場合は、令和 7 年 12 月 3 日（水）から 12 月 5 日（金）17 時までに、質問書（様式第 2 号）に記載の上、電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、令和 7 年 12 月 8 日（月）までに市ホームページに掲載します。

【質問書提出先】

福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課

Email: koreifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp

【質問及び回答の掲示先】

HOME＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等＞質問と回答

6 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当するものでないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づ

く特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) プライバシーマーク付与事業者であること、または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。

(8) 福岡市内に本社(本店)、支社（支店）、営業所等の拠点を有すること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 参加申込

参加資格を確認し、下記のとおり、申込みをお願いします。

(1) 参加申込書の提出期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月16日（火）まで
（受付日及び時間は、平日の10時から17時まで。）

(2) 提出先

福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課
（福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所12階）

(3) 提出方法

提出先に直接持参すること。

※参加申込書及び必要資料の提出は、提出先へ持参することのみとし、郵送または電子メール等によるものは受け付けません。

(4) 提出書類

以下の①から⑩までの書類を各1部ずつ提出してください。

③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている事業者にあつては、③～⑨の提出を免除します。代わりに「提出書類の省略について（様式第9号）」を提出してください。

【提出書類】

① 提案競技参加申込書（様式第3号）

② 提案者（企業・団体）の概要（様式第4号）（事業概要が分かるパンフレットでも可）

③ 登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

- 注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- 注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。
- ⑥ 委任状(様式第5号)
- 注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書(様式第6号)
- 注1) 様式第6号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿(様式第7号)
- 注1) 代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
- 注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会するために使用する。
- 注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
- 注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書の写しを提出すること。
- ⑩ プライバシーマーク登録証等の写し
- 注1) プライバシーマーク登録証の写し、または情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)認証証明書の写しを提出すること。
- ⑪ 類似業務受注実績報告書(様式第8号)
- 注1) 過去3年の間に類似業務の受注実績がある場合は、様式第8号を提出すること。

8 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

(1) 参加資格審査の実施

「7 提案競技の参加申込」に定める提出期限までに書類を提出した事業者のうち、「6 この提案競技に参加する者に必要な資格」の全てを満たした事業者を、本件業務の提案書提出の資格があるものといたします。なお、6社以上から申し込みがあった場合は、参加申込時の提出書類による書類審査(1次審査)を行う場合があります。

(2) 参加資格審査結果通知発送

令和7年12月18日(木) 予定

※(1)に記載の1次審査を行った場合についても、本通知により結果を通知いたします。

(3) 留意事項

参加審査結果通知書において、参加資格があるとされた事業者(以下「提案参加事業者」という。)であっても、提案書提出までに参加資格を満たしていないと認められる事実が発生あるいは発覚した場合は、参加資格を喪失するものといたします。

9 企画提案書の提出について

(1) 提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月8日（木）午後5時までにご持参ください。
（受付日及び時間は、平日の10時から17時まで）

(2) 提出先

福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課
（福岡市中央区天神1－8－1 福岡市役所12階）
E-mail : koreifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 提出書類

・企画提案書の記載については、企画提案書作成要領（別紙2）を基に作成してください。

【記載項目】

- ・事業の運営方針、類似事業の実績
- ・事業の実施体制図、従業者の配置、研修計画・人材育成
- ・オペレーションセンターについて
- ・緊急通報機器について
- ・設置・撤去時の対応について
- ・声の訪問について
- ・クレーム対応について
- ・個人情報保護の取り組み・体制
- ・サービス提案価格

(4) 提出部数

- ・12部（正本1部、副本11部）
- ・電子データ：1ファイル

※電子データは電子メールにて提出先メールアドレスに提出してください。データは、PDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめのうえ、ファイル名を「（提出月日）_（提出事業者名）_企画提案書」（※（ ）は各々必要事項を記載）としてください。

※電子メール送付後に、必ず提出先の電話番号に連絡してください。

(5) 提出書類等の取扱い

- ① 企画提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ② 提出書類は返却しません。提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- ③ 提出いただいた書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- ④ 選定された最優秀提案は、本市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

10 プレゼンテーション及び質疑

(1) 日時

令和8年1月下旬【予定】

(2) 場所

後日通知

※プレゼンテーションの日時・場所は、決定後、参加者ごとに別途、電子メールで通知します。また、プレゼンテーションの順番は参加申込書の受付順とします。

(3) 説明

30分（提案20分、質疑応答10分）

※出席者は1団体2名以内でお願いします。

なお、説明は本業務の業務遂行責任者となる方が行ってください。

(4) その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行ってください。

プレゼンテーションの際、スクリーン及びプロジェクターが必要な場合は、企画提案書類の提出時に申し出てください。

※プレゼン時のスライド枚数に上限はありませんが、内容は企画提案書に基づいたものにしてください。プレゼン内容に、企画提案書とは異なる内容が含まれている場合は、企画提案書類提出後の内容変更とみなし、失格とします。

11 選定方法及び最優秀提案者の決定

(1) 上記プレゼンテーション後に本市が設置する選定委員会を開催し、最も評価点の高い者を最優秀提案者として決定します。また2番目に評価点の高い者を次点とします。いずれの場合においても、評価点が6割以上である必要があります。

(2) 本提案競技参加者が1社の場合は、選定委員会における評価点が6割以上であれば、最優秀提案者として決定します。

(3) 選定基準

評価項目配点表（別紙1）のとおり

12 選定結果の通知

令和8年2月上旬に、電子メールに添付した文書で提案参加者全員に通知予定です。なお、電話による結果の問い合わせはお受けできません。また、最優秀提案者の事業者名については、福岡市ホームページで公表します。

13 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

14 参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退することになった場合は、プレゼンテーションの前日 13 時まで「提案競技参加辞退届（様式第 10 号）」を提出してください。

なお、本提案競技への参加を辞退した場合も、他の案件の入札等への影響はありません。

15 契約の締結

(1) 最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等に関する協議を行い、委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の参加事業者と協議を行います。

(2) 契約に当たって、選定事業者は契約日までに契約保証金（契約金額の 10%以上）を福岡市に納付する必要があります。

※福岡市契約事務規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部が免除されます。

16 業務の引継ぎ等

令和 8 年 4 月 1 日からの円滑な業務開始のため、令和 7 年度中に業務の引継ぎや準備等を行っていただきます。詳細は別途協議します。

なお、受託予定事業者の事情で、業務の実施が出来なくなった場合も、準備のために支出した費用等について、本市が負担することはありません。

17 留意事項

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案競技参加事業者が負担するものとします。
- (2) 選定結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って履行できる内容とし、本契約の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止します。

18 添付書類

- (1) 説明会参加申込書（様式第 1 号）
- (2) 質問書（様式第 2 号）
- (3) 提案競技参加申込書（様式第 3 号）
- (4) 提案者（企業・団体）の概要（様式第 4 号）
- (5) 委任状（様式第 5 号）
- (6) 誓約書（様式第 6 号）
- (7) 役員名簿（様式第 7 号）
- (8) 類似業務受注実績報告書（様式第 8 号）
- (9) 提出書類の省略について（様式第 9 号）
- (10) 辞退届（様式第 10 号）
- (11) 見積書（様式第 11 号）
- (12) 評価項目配点表（別紙 1）
- (13) 企画提案書作成要領（別紙 2）

19 本件にかかる各種書類の提出先及び問い合わせ先

福岡市福祉局高齢社会部高齢福祉課（福岡市役所 12 階）

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

TEL：092-711-4881（直通）

FAX：092-733-5914

E-mail：koreifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp